

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

具体的には、株主に対する説明責任を果たすべく迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、変化の速い経営環境に対応した迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ってまいります。今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制の強化、充実に努め、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1－2－4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めるべき】

【補充原則3－1－2 英語での情報の開示・提供を進めるべき】

当社は、現在、議決権の電子的行使を可能とする環境整備および招集通知の英訳を行っておりませんが、今後は海外投資家の比率なども踏まえ、必要に応じて、議決権行使の電子化や招集通知の英訳の実施について検討を進めてまいります。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しております。しかしながら、社外監査役2名も独立役員として登録おり、取締役会においては3名の社外役員が個々の属性に基づく知見を十分に発揮し、責務を果たしております。現時点におきましては社外取締役を増員する必要はないと考えておりますが、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要が発生した場合には、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4－8－1 独立社外取締役の有効な活用】

当社の各取締役は取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を通じて、その責務を十分果たしていると考えておりますので、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催しておりません。ただし、社外取締役から開催の要望があった場合には、これを妨げるものではありません。また、今後は客観的な意見の強化のため、必要に応じて独立社外取締役のみを構成員とする会合の検討を進めてまいります。

【補充原則4－8－2 独立社外取締役の有効な活用】

社外取締役は、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また必要に応じて経営陣や監査役との話し合いの機会を持つなど、連携が十分図れていると考えているため、「筆頭独立社外取締役」を設置しておりません。

ただし、今後は連携体制の強化のため、必要に応じて「筆頭独立社外取締役」の設置の検討を進めてまいります。

【補充原則4－10－1 任意の仕組みの活用】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を1名選任しております。現時点におきましては、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、取締役の指名・報酬などに関して独立社外取締役から適宜適切な関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式としての株式の保有は行っておりません。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、あらかじめ取引条件およびその決定方法等の妥当性について検討し、その後、取締役会規定に基づき、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。

また、当該取引の条件およびその決定方針等につきましては、招集通知および有価証券報告書等で開示を行っております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(a)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営ビジョン、基本理念及び中期経営計画等は、当社ホームページをご参照ください。

(b)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本理念
本報告書1－1「基本的な考え方」をご参照ください。

(c)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書2－1「取締役の報酬関係」をご参照ください。

(d)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任に当たっては、取締役会が会社の重要な経営判断と取締役の業務執行の監督の役割を果たすため、取締役それぞれの知識・経験・能力のバランスを備え、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材の中から、取締役会の承認を経て、株主総会にて決定することとしております。監査役の選任に当たっては、財務・会計に関する適切な知見を有している者が含まれるように努め、監査役会の同意を経た上で、

取締役会の承認を経て、株主総会にて決定することとしております。なお、各々の候補者選任に当たっては、独立役員である社外役員から助言を得て、取締役会に付議することとしております。

(e)取締役会が上記(d)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会における決議事項とすることが定められている事項につき、取締役会において判断・決定しております。取締役会において議論される経営戦略や経営計画等に基づき、業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任しております。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程に基づき、経営に当たっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、会社経営や業界等における豊富な経験と高い見識を重視しております。上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

【原則3-1(d)]に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場企業の役員の兼務状況】

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場企業を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役および監査役は、毎年、取締役会において各議題について十分な議論がなされたか、取締役会において当社の問題事象について取締役会に適時適切に報告がされていたか、取締役会が問題事象に対し適切な対応策を決定したか等を監査役会におけるヒアリングなどを通して各自が分析し、経営意思決定機能と監督機能を果たしているか否かを自己評価しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役および監査役には、求められる役割と責務を十分に果たしうる人物を選任しており、また取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各自の判断で必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽をしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠と考えております。当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営戦略統括本部が行っております。IR活動に必要な情報は、エンタテインメント事業本部ほか関係部署から情報収集し、経営戦略統括本部で取りまとめをしております。

当社の主なIR活動は次のとおりであります。

- ・定期株主総会:年1回
- ・決算説明会:年2回
- ・個別面談:四半期ごと
- ・個人投資家説明会:不定期
- ・プレスリリースの発行:適宜

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [\[更新\]](#)

10%以上20%未満

【大株主の状況】 [\[更新\]](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
椎木 隆太	6,644,700	39.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,052,400	12.15
Hasbro, Inc.	720,000	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	645,500	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	558,000	3.30
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	540,000	3.20
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	357,500	2.12
藤岡 義久	295,000	1.75
日本証券金融株式会社	163,700	0.97
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	158,000	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [\[更新\]](#)

平成27年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるみずほ投信投資顧問株式会社が平成27年10月15日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
ダンカン・ビリング	他の会社の出身者									○	
夏野 剛	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ダンカン・ビリング		属性情報のうち、上場会社の取引先の業務執行者に該当します。ダンカンビリング氏は当社の取引先であるHasbro.Incの執行役員を務めています。	米国の大手玩具メーカーの執行役員として、エンターテインメント分野に精通していることから、当社の事業展開のための助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
夏野 剛	○	夏野剛氏は複数の上場会社の取締役を務めており、そのうち当社の取引先もございますが、いずれも非常勤の社外取締役であり、業務執行には関与していません。	上場会社の取締役としての経験が豊富であるため、当社の事業展開のための助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査責任者は、日常的に情報交換等を行っており、会計監査人とも内部監査の内容等を報告し情報の共有を図っております。また、監査役、内部監査責任者、会計監査人は連携を高め、効率的な監査を進めるべく、定期的に協議し情報共有及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	m
若林 博史	公認会計士												
並木 安生	公認会計士												
砂田 有紀	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若林 博史		若林博史氏は当社との間で監査契約を締結している有限責任あずさ監査法人(在籍当時 朝日監査法人)の出身ですが、既に同法人を退職しており、在籍時も当社の会計監査に関与しておりません。	公認会計士の資格を保有し、会計の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役に選任しております。
並木 安生	○	並木安生氏は当社との間で監査契約を締結している有限責任あずさ監査法人(在籍当時 朝日監査法人)の出身ですが、既に同法人を退職しており、在籍時も当社の会計監査に関与しておりません。	公認会計士及び税理士の資格を保有し、会計の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。当社の社外監査役に就任以来、主に会計の見地から、当社の経営に対して貴重なご意見を頂戴しています。当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任と判断しております。

砂田 有紀

○

砂田有紀氏は複数の会社の取締役及び監査役を務めておりますが、いずれも当社の取引先はございません。

弁護士の資格を保有し、弁護士としての専門的な知見ならびに幅広い知識と経験を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。同氏は、また知的財産権に関する豊富な知見等を当社の監査体制に活かしていただくため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

当社では、一般株主保護の制度趣旨のもと、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者であるかを実質的に判断した上で、取締役会での議決権を有する社外取締役、社外監査役の中から指定することを基本方針としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対し、長期的な企業価値向上への貢献意識や士気を高める目的で付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役が、各取締役の職責や実績を勘案し、報酬額を決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会で協議し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、経営戦略統括本部が窓口となり、取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明等を行っております。社外監査役のサポート体制については、経営戦略統括本部が取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明をするとともに、内部監査責任者が必要に応じて資料の提供や、情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

a 取締役会

当社の取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催

し、法令又は定款に定める事項の他、経営方針・経営戦略等経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

b 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。社外監査役には公認会計士を1名、公認会計士及び税理士を1名、弁護士を1名含んでおります。監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

c 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役で構成され、オブザーバーとして、常勤監査役及び代表取締役が指名する管理職が出席し、原則として毎週1回開催しております。経営会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図るため、経営上の重要な事項に関する審議、各事業の進捗状況の検討、月次業績の予実分析と審議及び取締役会付議事項の協議等を行っております。

d コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、代表取締役、各本部長、各部長、各室長、その他委員長が必要と認めた者で構成され、半年に1回定期開催しております。コンプライアンス委員会では、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・管理に関する指導、法令遵守施策の審議、法令遵守等の実施状況のモニタリング、当社役職員に対するコンプライアンスについての研修・啓蒙活動の協議等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役2名を選任、同時に1名を独立役員に指定しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会にて独立した立場から、経営全般に関して適宜意見を発言し、取締役会の監督機能強化を図っております。また、当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名、併せて3名で構成されており、いずれも社外監査役であると同時に2名を独立役員に指定しており、専門的、客観的、独立的立場から経営全般を監査し、牽制機能を発揮しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月が決算期のため、集中日とは異なる日に株主総会設定となります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動については、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーを対象に適時・適切に積極的なIR活動を実施いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に個人投資家説明会を実施していく所存です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を実施いたします。また、必要に応じて機関投資家への説明会も実施いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を実施いたします。また、必要に応じて機関投資家への説明会も実施いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略統括本部経営管理部に設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	決算説明会や当社ホームページへの情報発信等により、ステークホルダーに対して、積極的な情報発信を行い、当社の事業内容の理解促進を行なっていく所存です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、お客様、取引先様等ステークホルダーに対して、適時的確な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。この責務を果たすために、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき、以下の通り内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存、管理する。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。

(d) 取締役の職務の遂行が効率的に行われるることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用者の任命を行う。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

(i) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(j) その他の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、企業としての社会的責任と公共的使命を果たし、信頼される公正で健全な企業の実現を目指すことを基本方針としております。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方を具体的に実践するため、以下の通り体制を整備しております。

イ 「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」について明文化し、全職員の行動指針とする。

ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理部を統括管理部署とする。

ハ 不当要求防止責任者を選定する。

ニ 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ホ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ヘ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会勢力情報の収集に取り組む。

ト 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(c) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社では、反社会的勢力との関係をもたないとの信念のもと、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力属性調査マニュアル」を制定し、所轄部署は経営管理部とし、運用を行っております。具体的には、次のとおり調査・対応を実施しております。

新規取引先等との取引開始時には、当該取引先等が反社会的勢力に該当しないか、日経テレコン21等を用いて調査しております。必要に応じて外部の調査機関を利用してあります。継続取引先等についても、年に1度定期的に調査を行っております。また、取引先等との間で締結する「契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を、全ての契約書に盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、金融商品取引法その他関係諸法令及び証券取引所の定める適時開示規則等の諸規則に則り、情報取扱責任者である取締役の統括の下、経営管理部を主管部門として、会社情報の開示体制を構築しております。

1. 決定事項に関する情報

重要な決定事項については、定時または臨時に開催される取締役会において決定されます。決定された重要事項については情報取扱責任者の統括の下、経営管理部にて開示の要否の検討を行い、開示が必要と判断された場合、取締役会における決定後、遅滞なく開示が行われます。

2. 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合、当該事実が発生した各事業部及び子会社等から遅滞なく経営管理部に情報が集約され、情報取扱責任者に報告されます。経営管理部にて開示の要否の検討を行い、開示が必要と判断された場合、代表取締役へ報告された後、遅滞なく開示が行われます。

3. 決算に関する情報

各事業年度の決算に関する情報については、経営管理部において財務諸表基礎数値が集計され、会計監査人の監査を受けた後、取締役会において承認されます。承認された決算情報については情報取扱責任者の統括の下、遅滞なく開示されます。

また、業績予想の修正等に関する情報については、その開示の要否につき、情報取扱責任者の統括の下、経営管理部において検討されます。開示が必要と判断された場合、代表取締役へ報告された後、遅滞なく開示が行われます。

<コーポレートガバナンスに関する図>

